

議題事項

警察署協議会委員のうち、任期が令和5年3月31日をもって満了する委員について、再任または新たな委員の選任を行い、令和5年4月1日付けで委嘱する。

1 委嘱期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間

2 委嘱委員数

小豆を除く11警察署の委員 61人

- ・新規委員 20人（男性14人、女性6人）
- ・再任委員 41人（男性24人、女性17人）
 - 3期目 28人（男性17人、女性11人）
 - 2期目 13人（男性7人、女性6人）

協議会名	委嘱委員数	協議会名	委嘱委員数
東かがわ	3 (1)	高松西	3 (2)
さぬき	3 (1)	丸亀	10 (2)
高松東	4 (1)	琴平	3 (1)
高松北	12 (4)	三豊	4 (2)
高松南	10 (4)	観音寺	4 (2)
坂出	5 (3)	計	61 (23)

※ () は女性で内数

3 委員の選任要領

- 市・町長、各警察署長等からの推薦を受けた委員候補者の中から、居住地、職域（組織）及び年齢層に偏りが生じないように選任
- 再任（2回まで可能）の承諾が得られた委員については、特段の事情がない限り選任

4 今後の予定

(1) 委員の氏名の公告

委嘱した委員の氏名は、各警察署長が令和5年4月1日付けで公告

(2) 委嘱状の交付

- ・新規委嘱委員については、公安委員会において委嘱式を開催予定
- ・再任委員については、各警察署長により交付予定

公安委員会 説明資料 No. 2	香川県公安委員会個人情報の保護に関する 法律施行細則の制定について	令和5年3月16日 警務部
議題事項		
個人情報の保護に関する法律等の一部改正及び香川県個人情報保護条例の全部改正に伴い、新たに香川県公安委員会個人情報の保護に関する法律施行細則を定める。		
<p>1 制定理由</p> <p>これまで香川県個人情報保護条例（平成16年香川県条例第57号）の施行に必要な事項は、香川県個人情報保護条例施行規則（平成18年香川県公安委員会規則第5号）により定めていたところであるが、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が改正され、地方公共団体の個人情報保護制度に関する全国的な共通のルールが規定されたことにより香川県個人情報保護条例が全部改正されたことを踏まえ、現行の香川県個人情報保護条例施行規則を全部改正し、新たに香川県公安委員会個人情報の保護に関する法律施行細則を定めるもの</p> <p>2 改正内容</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 題名を「香川県公安委員会個人情報の保護に関する法律施行細則」に改める。(2) 趣旨を「条例」の施行から「法及び政令」の施行に改める。(3) 引用している条項を「条例」から「法」に改める。(4) 保有個人情報開示請求に係る委任状等の様式を定める。(5) 保有個人情報の開示の実施の方法を別表で定める。(6) 法令等で規定された事項を削る。 <p>3 案文</p> <p>「香川県公安委員会個人情報の保護に関する法律施行細則（案）」のとおり</p> <p>4 施行期日</p> <p>令和5年4月1日</p>		

公安委員会 説明資料 No. 3	香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則等の一部改正について	令和5年3月16日 警務部
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">議題事項</div> <p>個人情報の保護に関する法律等の一部改正等に伴い、香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則等の一部改正を行う。</p>		
<p>1 改正理由</p> <p>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の一部改正及び香川県個人情報保護条例（平成16年香川県条例第57号）の全部改正に伴い、香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第34号）等の一部改正を行うもの</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正 個人情報の保護に関する法律等に基づく公安委員会の事務（65の項）を追加するとともに、香川県個人情報保護条例に基づく事務（91の項）を削除する。</p> <p>(2) 香川県公安委員会行政文書管理規則（平成13年香川県公安委員会規則第17号）の一部改正 引用している法令等の名称及び引用条項を改める。</p> <p>(3) 香川県情報公開条例施行規則（平成14年香川県公安委員会規則第3号）の一部改正 知事部局の規則改正と同様に、紙媒体の行政文書を光ディスクにより交付することができるよう行政文書公開請求書の様式中「公開の方法の区分」欄を改める。また、不要な公印の規定を削除する。</p> <p>3 案文</p> <p>「香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則等の一部を改正する規則（案）」のとおり</p> <p>4 施行期日</p> <p>令和5年4月1日</p>		

公安委員会 説明資料No. 4	香川県警察職員互助会設置規則の一部改正について	令和5年3月16日 警 務 部
--------------------	-------------------------	--------------------

議題事項

香川県警察職員互助会設置規則（平成13年香川県公安委員会規則第14号）の一部を改正する。

1 改正理由

香川県警察職員互助会（以下「互助会」という。）が行う貸付事業については、平成26年度から休止し、償還事務のみを取り扱ってきたところであるが、令和4年度末で貸付残高が0になり、利息収入が無くなることに加え、警察共済組合香川県支部において同様の貸付制度があること、互助会が貸付制度を継続して運用するのに十分な財源の確保が困難であること等から、令和4年度末をもって事業を廃止することとした。

これに伴い、互助会の事業を規定する香川県警察職員互助会設置規則につき、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

3 改正案

香川県警察職員互助会設置規則の一部を改正する規則（案）のとおり

4 施行期日

令和5年4月1日

5 その他

貸付事業の廃止に伴い、貸付経理の残金を普通経理に移行し、貸付経理の口座を解約する予定である。

なお、普通経理に移行する貸付経理の残金については、令和5年度以降の普通経理における福祉事業、厚生事業及び健康管理事業の財源として、広く活用することとしている。

報告事項

香川県警察教養規則に基づき令和5年度香川県警察教養実施計画を作成したので報告する。

1 教養実施計画の目的

県警察では、「県民の期待と信頼に応える力強い警察」を確立するため、職員の職務倫理の保持、実務に関する知識及び技能の修得、気力及び体力の練成並びに職務遂行に必要な術科技能の向上を目的として、令和5年度香川県警察教養実施計画を作成し、教養及び研修を推進する。

2 学校教養

- (1) 採用時教養（初任科3課程、初任補修科2課程、一般職員初任科1課程）
職責を自覚させ、使命感を培い、円満な良識と豊かな人間性を育むとともに、基礎的知識及び技能の修得等を図るための教養等を実施
- (2) 昇任時教養（警部補任用科、巡査部長任用科、係長任用科、主任任用科各1課程）
育児・介護等の事情により管区警察学校への入校が困難な職員に配慮
- (3) 部門別任用時教養（4任用科）
生活安全任用科及び刑事任用科の入校期間の見直し（4週→3週）
- (4) 専科教養（警察庁指定重点専科8専科、香川県独自専科12専科）
交通事故事件捜査専科の入校期間の見直し（2週→9日）

3 職場教養

- (1) 巡回教養及び実務研修
ア 警察学校での集合教養に加え、Web会議システム、自主学習ツール「eラーニング」等を活用することで、合理的かつ効果的な教養等を推進
イ 実戦的総合訓練、青年警察官フォローアップ講座、実戦的捜査書類作成能力試験等、職務執行能力の向上に資する教養等を推進
- (2) 通訳官、通訳サポーター及び通訳官希望者に対する研修
通訳官等に対するブラッシュアップ教養としての語学研修の実施
- (3) その他の研修
若手一般職員研修の対象者の見直し（採用1・2年目→1～3年目）

4 術科

- (1) 術科訓練
凶悪犯罪に的確に対処できる精強な執行力を確保するための柔道、剣道、逮捕術、拳銃等の術科訓練を推進
- (2) 術科等大会
柔道・剣道大会、逮捕術大会、拳銃射撃競技大会、駅伝大会等の開催

報告事項

監察に関する香川県公安委員会への報告に関する規則に基づき、令和5年度監察実施計画を作成したので報告する。

- 1 監察の時期
令和5年4月から令和6年3月までの間
- 2 実施者
本部長
- 3 監察の種別
業務監察及び服務監察
- 4 監察の実施項目・細目

項目 種別	監 察 項 目 ・ 細 目 (通年)	対象所属
業 務	警 務 部 サイバー空間の脅威に対処するための人材確保及び育成等の推進状況 ・サイバー人材の確保に向けた取組状況 ・サイバー人材の育成に向けた取組状況	全警察署 警察本部 関係所属
	生活安全部 適正な許可等事務の推進状況 ・適正な許可等事務の推進状況 ・厳正にして合理的な許可等事務の推進	
	地 域 課 地域警察における書類、データ及び装備品等の適正な管理状況 ・捜査資料を含めた文書、情報の適正な管理状況 ・幹部による指導教養状況 ・装備品・給貸与品等の適正な運用と保管管理状況	
	刑 事 部 鑑識資料を含む各証拠物件の適正な取扱いと保管管理状況 ・証拠物件の適正な取扱いと保管管理状況 ・鑑識資料の適正な取扱いと保管管理状況	
	交 通 部 交通事故捜査の業務管理状況 ・交通事故捜査の業務管理状況 ・証拠品等の保管管理状況 ・捜査資料の管理状況 ・被害者支援の実施状況 ・指導・教養の実施状況	
	警 備 部 警備保安の徹底に向けた取組状況 ・情報管理に関する指導教養の実施状況 ・文書管理の実施状況 ・電磁的記録媒体の管理の実施状況 ・事件管理の実施状況	
服 務 (術科)	非違事案防止対策の推進及び各種事故防止対策の取組状況	全 所 属
	職員の指導・支援の実施状況	
	ハラスメント防止対策の推進状況	
	通常点検、術科訓練（半期毎に6署実施）	全警察署